

新	旧
<p>海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p>第2章 貨物管理</p> <p>第5節 保税台帳関係</p> <p>(システム参加保税地域における帳簿の取扱い)</p> <p>5 - 1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 保存期間</p> <p><u>帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)保存させるものとする。</u></p> <p>第3章 保税運送関係</p> <p>第1節 保税運送申告等</p> <p>(審査区分選定及び関係書類の提出等)</p> <p>1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。</p> <p><u>なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、ファクシミリ送信によることを認めても差し支えない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 書類審査扱い(区分2)となった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者に当該申告控情報を「保税運送申告控」(別紙様式M - 121号)として出力させ、当該申告控等関係書類を当該申告を行った税関官署の保税担当部門(以下この章において「保税担当部門」という。)に提出させるものとする。</p>	<p>海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p>第2章 貨物管理</p> <p>第5節 保税台帳関係</p> <p>(システム参加保税地域における帳簿の取扱い)</p> <p>5 - 1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(4) 保存期間</p> <p><u>帳簿は、2年間保存させるものとする。ただし、保税担当部門による保税業務検査を受けた場合その他税関が保存の必要がないと認めた場合には、2年を経過する前であっても、保存を要しない。</u></p> <p>第3章 保税運送関係</p> <p>第1節 保税運送申告等</p> <p>(審査区分選定及び関係書類の提出等)</p> <p>1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 書類審査扱い(区分2)となった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者に当該申告控情報を「保税運送申告控」(別紙様式M - 121号)として出力させ、当該申告控等関係書類を当該申告を行った税関官署の保税担当部門(以下この章において「保税担当部門」という。)に提出させるものとする。</p>

新旧対照表

(Sea-NACCS 使用税関関連業務取扱い)

新	旧
<p>なお、当該申告が前項(1)に規定する貨物情報を有する貨物に係るものである場合は、原則として、当該申告控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。ただし、当該申告に係る審査に当たって、品名、個数等の確認その他の理由により、申告者から関係書類の提出を求める必要があると認められるときは、その旨を電話連絡等により申告者に<u>通知するものとする。</u></p>	<p>なお、当該申告が前項(1)に規定する貨物情報を有する貨物に係るものである場合は、原則として、当該申告控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。ただし、当該申告に係る審査に当たって、品名、個数等の確認その他の理由により、申告者から関係書類の提出を求める必要があると認められるときは、その旨を電話連絡等により申告者に<u>通知するものとし、当該関係書類の提出に当たっては、ファクシミリ送信によることを認めて差し支えない。</u></p>